6 生消取第 31 号 令和 6 年 4 月 9 日

各消費生活協同組合(連合会) 代表理事 殿

東京都生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課長

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正及び 「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の改正について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL: http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html)

記

## 送付資料

1. 社援発 0329 第 87 号「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正及び「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の改正について

## <連絡先>

東京都生活文化スポーツ局消費生活部 取引指導課生活協同組合担当

電話: 03 (5388) 3060 FAX: 03 (5388) 1332

E-mail: S1121402@section. metro. tokyo. jp